

亀山市告示第108号

次のとおり国土調査を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和5年6月5日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日
令和5年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
亀山市
- 3 調査地域
東台北山、木崎町南、東台渋倉及び北裏②
- 4 調査期間
告示の日から令和6年3月31日まで